

商品名	シニアライフローン
ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時の年齢が満60歳以上(完済時年齢満80歳以下)。 ・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方。または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きを完了された方。 ※既に年金担保借入がある方は除く。 ・保証会社一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方。
お使いみち	<p>リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金。 申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可。</p> <p>② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切り替プランを除く)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①と合わせた申込みに限る)。</p>
ご融資限度額	100万円以内
ご利用期間	3ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
ご融資利率	<p>年6.0%(固定金利)。</p> <p>【保証会社保証料について】 保証料はご融資利率に含まれます。</p> <p>【ご留意事項】</p> <p>●毎月・隔月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。</p>
ご返済方法	<p>隔月元金均等・元利均等割賦返済(ご返済日は偶数月15日)。 (毎月元金均等・元利均等割賦返済も可(ご返済日は毎月15日))。</p> <p>※元金返済据置期間は6ヶ月以内。 ※6ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用は不可。</p>
保証人・担保	保証会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人・担保は不要です。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9時～17時、電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9時～17時、電話:03-3517-5825)</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360)久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。</p>
その他	・お取扱は当金庫本支店1店舗のお取引で、年金受給口座のある店舗とします。

※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ 返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。

※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。